

報 告 第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 3 号

損害賠償の額の決定について

固定資産税に係る家屋調査中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年8月9日

新居浜市長 石川 勝 行

1 損害賠償の額 6万3,720円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和元年7月10日午後4時30分頃、相手方の家屋 (省 略) において、職員が固定資産税に係る家屋調査を行っていた際、調査器具を落下させ、床面を損傷させた。